

登別市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金（東京圏型）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、登別市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行うU I J ターン新規就業支援事業における移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付について、北海道U I J ターン新規就業支援事業実施要領（以下「道実施要領」という。）、地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱、登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）及び法令等の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

（2）条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。

（交付金額）

第3条 移住支援金の金額は、予算の範囲内において交付するものとし、単身の申請の場合にあつては最大60万円、2人以上の世帯の申請の場合にあつては最大100万円とする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

（対象者要件）

第4条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第6号の要件を満たす者とする。

（1）移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住している者であつて、東京23区内の大学等へ通学し、かつ、東京23区内の企業等へ就職したものについては、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に、登別市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 登別市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は（第3条第6号の要件を満たす申請者は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は申請時に18歳未満の世帯員だった者が、申請日から5年以上経過し、かつ18歳以上となった場合であって、北海道及び登別市が認めたときはこの限りではない。

(エ) その他北海道又は登別市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先について、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて道実施要領の対象法人に就業し、申請時において当該法人に在職していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を

有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

道府県が実施するプロフェッショナル人材事業又は金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用期間契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 起業に関する要件

登別市に転入後1年以内に、北海道が実施する地域課題解決型起業支援金の交付決定を受けていること。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 関係人口に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 支給対象者の要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 登別市に居住経験がある者

(イ) 市内における学校教育法で規定する高等学校、中等教育学校又は専修学校を卒業している者

(ウ) 登別市の移住体験に参加経験を有する者

(エ) 登別市に住民票を移す直前の5年間のうち通算3年以上、ふるさと納税の寄附をしている者

(オ) 登別市ふるさと会の会員である者

イ 地域の担い手確保の要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 農林水産業に就業する者

(イ) 登別国際観光コンベンション協会の会員となっている市内事業者に就業する者

(ウ) 登別商工会議所の会員となっている市内事業者に就業する者

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第5条 支援対象者は、移住支援金（東京圏型）交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類の写し

(2) 第4条第1号ア及びイの要件に該当することを証する書類

(3) 移住支援金（東京圏型）の交付申請に関する誓約書（別記様式第2号）

(4) 個人情報取扱いに関する誓約書（別記様式第3号）

(5) 第4条第2号の要件に該当する場合は就業証明書（移住支援金（東京圏型）の申請用）（別記様式第4号）

(6) 第4条第4号の要件に該当する場合は就業証明書（移住支援金（東京圏型）（テレワーク）の申請用）（別記様式第5号）

(7) 第4条第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当する場合は各号の要件を満たすことを証する書類

(交付決定及び移住支援金額の確定通知)

第6条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかにUIJターン新規就業支援事業における移住支援金（東京圏型）の交付決定及び金額の確定通知書（別記様式第6号）により交付決定及び移住支援金額を確定し、当該申請者に通知する。

(移住支援金の交付)

第7条 前条の規定により交付決定及び額の確定を受けた者（以下「交付決定者」とい

う。)は、登別市U I Jターン新規就業支援事業における移住支援金（東京圏型）交付請求書（別記様式第7号）により市長に移住支援金の交付を請求するものとする。

2 市長は、交付決定者に対し、前項の規定による請求の日から3月以内に移住支援金の交付を行う。

（報告及び立入調査）

第8条 登別市は、U I Jターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の申請者及び支給を受けた者並びに移住支援金支援対象法人に対して、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第9条 市長は、移住支援金を受けた交付決定者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び登別市が認めた場合は、この限りではない。

（1）全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に登別市から転出した場合。

ウ 第4条第2号において、移住支援金の申請日から1年以内に職を辞した場合

エ 地域課題解決型起業支援金の交付決定を取り消された場合

（2）半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に登別市から転出した場合

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、北海道と登別市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月11日から施行する。

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年8月7日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の登別市U I Jターン新規就業支援事業における移住支援金（東京圏型）交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後に登別市に転入した者につ

いて適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

- 3 この告示の施行の際、この告示による改正前の告示の規定により作成された様式
の用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間、使用すること
ができる。